

熊本県行政不服審査法等に係る手数料の減免に関する要項

(平成28年3月31日告示第412号の7)

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号。以下「条例」という。)第6条の2の規定による同条例第2条第1項第625号の3、第625号の4、第625号の8又は第625号の10に掲げる手数料(以下「手数料」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 条例第6条の2の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、次の各号に掲げる交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第1項第625号の3に掲げる交付 審理員、審査庁等
 - (2) 条例第2条第1項第625号の4に掲げる交付 熊本県行政不服審査会
 - (3) 条例第2条第1項第625号の8に掲げる交付 熊本県情報公開・個人情報保護審議会
 - (4) 条例第2条第1項第625号の10に掲げる交付 熊本県行政文書等管理委員会
- 2 前項の書面には、審査請求人又は参加人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあってはその他当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第347号の2)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。